

市議会令和5年第4回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第3号

(第1集)

柏市

目 次

議 案 第	1 号	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第	1号資料	柏市職員定数条例の一部を改正する条例について	3
議 案 第	2 号	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第	2号資料	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 1
議 案 第	3 号	柏市子ども・子育て支援複合施設条例の制定について	1 9

柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

職員の定数を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市職員定数条例の一部を改正する条例

柏市職員定数条例（昭和 29 年柏市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市長の事務部局の職員の項中「1, 887」を「1, 988」に改め、同表上下水道企業の事務部局の職員の項中「114」を「117」に改め、同表教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の項中「282」を「290」に改め、同表消防職員の項中「456」を「471」に改め、同表合計の項中「2, 783」を「2, 910」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第1号資料

柏市職員定数条例の一部を改正する条例について

柏市職員定数条例（昭和29年柏市条例第4号）新旧対照表

改正前		改正後	
(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
市長の事務部局の職員	<u>1,887</u> 人	市長の事務部局の職員	<u>1,988</u> 人
上下水道企業の事務部局の職員	<u>114</u>	上下水道企業の事務部局の職員	<u>117</u>
議会の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略		議会の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略	
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>282</u>	教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>290</u>
消防職員	<u>456</u>	消防職員	<u>471</u>
合計	<u>2,783</u>	合計	<u>2,910</u>

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い出産被保険者の基礎賦課額等の所得割額及び均等割額の減額について定めること等を行いたいの
で提案する。

柏市条例第 号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条の2」を「第29条の3」に改める。

第10条の3各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「，第23条の3及び第23条の4」に改め，同条第2号エ中「及び法第72条の3の2第1項」を「，法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」に，「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に，「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「，第23条の3及び第23条の4」に改め，同条第2号イ中「及び法第72条の3の2第1項」を「，法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項」に改める。

第19条の2の9各号列記以外の部分中「第23条」の次に「及び第23条の4」を加え，同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の3第1項」を加える。

第22条第1項中「次条第1項各号」を「次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に，「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「，第23条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第23条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定

める額，第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に改め，同条第2項中「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「，第23条の3第1項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第23条の3第4項第1号に定める額，第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第23条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に，「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第23条の3中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第23条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の4 当該年度において，世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第11条又は第15条の基礎賦課額から，次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には，同条に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に，当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には，出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には，3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第 14 条第 2 項の規定は，前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において，第 14 条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは，「額」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の規定は，後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において，第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と，「第 11 条又は第 15 条」とあるのは「第 19 条の 2 の 2 又は第 19 条の 2 の 5」と，「第 19 条」とあるのは「第 19 条の 2 の 8」と，前項中「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 2 の 4 第 2 項」と読み替えるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は，介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において，第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と，「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と，「第 11 条又は第 15 条」とあるのは「第 19 条の 3」と，「第 19 条」とあるのは「第 19 条の 6」と，第 2 項中「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において，第 23 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，当該減額後の第 11 条又は第 15 条の基礎賦課額から，次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 19 条に規定する額を超える場合には，同条に規定する額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に，当該出産被保険者の産前産後期間

のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第6項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。

第29条の2第2項中「の提示」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第29条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名，住所，生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名，住所，生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第2号資料

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章から第5章まで 略 第6章 保険料(第10条—<u>第29条の2</u>) 第7章及び第8章 略 附則 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(第23条及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 アからウまで 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日(法第76条の2に規定する賦課期日をいう。以下同じ。))の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があ	目次 第1章から第5章まで 略 第6章 保険料(第10条—<u>第29条の3</u>) 第7章及び第8章 略 附則 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(第23条、<u>第23条の3及び第23条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 略 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 アからウまで 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日(法第76条の2に規定する賦課期日をいう。以下同じ。))の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があ

る場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に第14条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。))の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

る場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に第14条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。))の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。))は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2若しくは第19条の2の5の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

イ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第19条の2の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2若しくは第19条の2の5の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は被保険者が特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第19条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第23条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2、第19条の2の5若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5

において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第15条、第19条の2の2、第19条の2の5若しくは第19条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第4項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第23条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。))がある場

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。))がある場

合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2及び3 略

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 略

5及び6 略

合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2及び3 略

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 略

5及び6 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。))がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする(第5項に掲げる場合を除く。))。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。))の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。))のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の

- 減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3」と、「第19条」とあるのは「第19条の6」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第19条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の2の2又は第19条の2の5」と、「第19条」とあるのは「第19条の2の8」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第19条の2の4第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある場合」とあるの

(特例対象被保険者等に係る届出) 第29条の2 略 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	は「<u>出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)</u>がある場合」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「<u>第11条又は第15条</u>」とあるのは「<u>第19条の3</u>」と、「<u>第19条</u>」とあるのは「<u>第19条の6</u>」と、第6項中「<u>第14条第2項</u>」とあるのは「<u>第19条の5第2項</u>」と読み替えるものとする。 (特例対象被保険者等に係る届出) 第29条の2 略 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 (<u>出産被保険者に関する届出</u>) 第29条の3 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産の予定日</u> (4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> 2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> (1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> 3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>
--	--

柏市子ども・子育て支援複合施設条例の制定について

柏市子ども・子育て支援複合施設条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、
柏市子ども・子育て支援複合施設を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市子ども・子育て支援複合施設条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 柏駅前送迎保育ステーション（第 3 条－第 13 条）
- 第 3 章 遊びの広場（第 14 条－第 19 条）
- 第 4 章 乳幼児一時預かり施設（第 20 条－第 32 条）
- 第 5 章 雑則（第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、柏市子ども・子育て支援複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 複合施設の位置は、柏市柏四丁目 9 番 7 号とする。

第 2 章 柏駅前送迎保育ステーション

（設置）

第 3 条 保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るため、複合施設に柏駅前送迎保育ステーション（以下「送迎ステーション」という。）を設置する。

（業務）

第 4 条 送迎ステーションは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他規則で定める施設（次条において「保育所等」という。）の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を実施する。

（対象児童）

第5条 送迎ステーションの利用の対象となる児童（以下この章において「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。

- (1) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であること。
 - (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども又は同法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもであること。
 - (3) 市長が別に定める保育所等に入所等をしていること。
 - (4) 児童の居住地と当該児童が入所等をしている保育所等の位置が離れていること等により、保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）による送迎が困難と認められること。
- （利用者の範囲）

第6条 送迎ステーションを利用することができる者は、対象児童の保護者であって、市内に住所を有するものとする。

（利用の許可等）

第7条 送迎ステーションを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。
- 3 市長は、許可に際し、送迎ステーションの管理運営上必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。
 - (1) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。
 - (2) 第2項の申請をした者（次号及び第4号において「申請者」という。）が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (3) 申請者が送迎ステーションを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

あると認めるとき。

(4) 申請者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか，送迎ステーションの管理運営上支障があると認めるとき。

(辞退等の届出)

第 8 条 許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 利用者に係る対象児童が第 5 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が第 6 条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用者が送迎ステーションの利用を辞退しようとするとき。

(許可の取消し等)

第 9 条 市長は，利用者が前条の規定による届出をしたときは，当該利用者の許可を取り消すものとする。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 利用者が前条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2) 利用者が偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(4) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 災害その他の事故により利用者が送迎ステーションの利用ができなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第 10 条 利用者は，別表に定める額の使用料（以下この章において「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 11 条 市長は，規則で定めるところにより，使用料の減額又は

免除をすることができる。

- 2 前項の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

（使用料の返還）

- 第12条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

- 2 前項ただし書の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

- 第13条 送迎ステーションの施設、附帯設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第3章 遊びの広場

（設置）

- 第14条 子どもの主体的な遊びを促進し、及び保護者相互の交流を支援するため、複合施設に遊びの広場を設置する。

（利用者の範囲）

- 第15条 遊びの広場を利用することができる者は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童と同伴する保護者その他市長が適当と認める者とする。

（利用の許可等）

- 第16条 遊びの広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- 3 市長は、許可に際し、遊びの広場の管理運営上必要な条件を付することができる。

- 4 市長は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当す

るとき又は遊びの広場の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 遊びの広場を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として利用すると認めるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(許可の取消し等)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により利用者が遊びの広場の利用ができなくなったとき又は本市が遊びの広場を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第 18 条 遊びの広場の使用料は、徴収しない。

(損害賠償)

第 19 条 第 13 条の規定は、遊びの広場について準用する。

第 4 章 乳幼児一時預かり施設

(設置)

第 20 条 保護者の子育ての負担を軽減するため、複合施設に乳幼児一時預かり施設（以下「一時預かり施設」という。）を設置する。

(業務)

第 21 条 一時預かり施設は、保護者が一時的に家庭での保育が困難となる場合に、当該保護者の児童を一時的に預かり、保育を実施する。

(対象児童)

第22条 一時預かり施設の利用の対象となる児童（以下この章において「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。

- (1) 市内に住所を有していること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの者であること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園その他規則で定める施設等に入所等をしていないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(利用者の範囲)

第23条 一時預かり施設を利用することができる者は、対象児童の保護者とする。

(登録)

第24条 一時預かり施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。
 - (1) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。
 - (2) 前項の申請をした者（次号から第5号までにおいて「申請者」という。）が偽りその他の不正の手段により登録を受けようとするとき。
 - (3) 申請者が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (4) 申請者が一時預かり施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

ると認めるとき。

(5) 申請者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか，一時預かり施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(辞退等の届出)

第 2 5 条 登録を受けた者（以下この章において「登録者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 登録者に係る対象児童が第 2 2 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 登録者が第 2 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 登録者が一時預かり施設の利用を辞退しようとするとき。

(4) 登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(登録の取消し等)

第 2 6 条 市長は，登録者が前条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する旨の届出をしたときは，当該登録者の登録を取り消すものとする。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，登録を取り消し，又は登録の効力を停止することができる。

(1) 登録者が前条第 1 号，第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当する場合であって，その旨の届出をしないとき。

(2) 登録者が偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 登録者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

(利用の許可等)

第 2 7 条 登録者は，一時預かり施設を利用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする登録者は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

3 市長は，許可に際し，一時預かり施設の管理運営上必要な条件

を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。

(2) 第2項の申請をした登録者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、一時預かり施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により利用者が一時預かり施設の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第29条 利用者は、別表に定める額の使用料（以下この章において「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第30条 市長は、規則で定めるところにより、使用料の減額又は免除をすることができる。

2 前項の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第31条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還を

することができる。

- 2 前項ただし書の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 3 2 条 第 1 3 条の規定は、一時預かり施設について準用する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 3 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 3 項及び附則第 4 項の規定 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において、各規定につき規則で定める日

(2) 第 3 章及び第 4 章並びに次項並びに別表（一時預かり施設に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

- 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「第 2 号施行日」という。）の前日において、本市が実施する乳幼児の一時預かり事業で市長が別に定めるものの利用について現に登録を受けている者は、第 2 号施行日において、第 2 4 条第 1 項の規定による登録を受けた者とみなす。

(準備行為)

- 3 第 7 条の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

- 4 第 2 4 条の規定による申請及び登録、第 2 7 条の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、第 2 号施行日前においても、第 2 4 条及び第 2 7 条の規定の例により

行うことができる。

別表（第 10 条，第 29 条）

施設	使用料
送迎ステーション	児童 1 人につき月額 1, 0 0 0 円（午後 6 時から午後 7 時までの間に利用をしたときは，当該利用 1 回当たり 1 0 0 円を加算した額）
一時預かり施設	児童 1 人につき 1 時間当たり 5 0 0 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は，当該端数を 1 時間とみなす。